

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、  
**国民健康保険税が減免**となります。

## 【保険税の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方  
⇒ **保険税を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少<sup>(※)</sup>が見込まれる世帯の方  
⇒ **保険税の一部を減免**

### ※保険税が一部減免される具体的な要件

世帯主について

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入の種類ごとの収入のいずれかが、前年に比べて年間で10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類（帳簿、給与明細等）が必要となります。

○ **保険税の減免額**は、**減免対象保険税額 (A×B/C)** に**減免割合 (D)** をかけた金額です。

### 減免対象の保険料 (税) 額 (A×B/C)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額  
B: 世帯主の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額  
C: 世帯主及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

### 世帯主の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)  
400万円以下の場合 : 10分の8  
550万円以下の場合 : 10分の6  
750万円以下の場合 : 10分の4  
1,000万円以下の場合 : 10分の2

※世帯主の事業等の廃止や失業（雇用保険給付の対象になる場合を除く）の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

・ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは税務課にお問い合わせ下さい。

・減免申請やご相談に来庁される際は、状況確認や書類確認等に時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

あさぎり町役場税務課（本庁舎1階）

電話：0966-45-7212